3　法第18条第４項の場合の例としては、通則ガイドライン３－２－５（利用目的の通知等をしなくてよい場合）に掲げている場合以外に、次に掲げる場合が考えられる。

①　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報及び業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれがある場合

②　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより金融分野における個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）

・　開発中の新サービス、営業ノウハウが明らかになることにより、企業の健全な競争を害する場合

・　振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

第７条　データ内容の正確性の確保等（法第19条関係）

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。

金融分野における個人情報取扱事業者は、預金者又は保険契約者等の個人データの保存期間については契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間を経過した個人データを消去することとする。

第８条　安全管理措置（法第20条関係）

1　金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。

当該措置は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

2　この条における「組織的安全管理措置」とは、個人データの安全管理措置について従業者（法第21条参照）の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程等を整備・運用し、その実施状況の点検・監査を行うこと等の、個人情報取扱事業者の体制整備及び実施措置をいう。

3　この条における「人的安全管理措置」とは、従業者との個人データの非開示契約等の締結及び従業者に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう従業者を監督することをいう。

4　この条における「技術的安全管理措置」とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の、個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

5　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」を講じなければならない。

（組織的安全管理措置）

⑴　規程等の整備

①　個人データの安全管理に係る基本方針の整備

②　個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

③　個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備

④　外部委託に係る規程の整備

⑵　各管理段階における安全管理に係る取扱規程

①　取得・入力段階における取扱規程

②　利用・加工段階における取扱規程

③　保管・保存段階における取扱規程

④　移送・送信段階における取扱規程

⑤　消去・廃棄段階における取扱規程

⑥　漏えい事案等への対応の段階における取扱規程

6　金融分野における個人情報取扱事業者は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、次に掲げる「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。

（組織的安全管理措置）

①　個人データの管理責任者等の設置

②　就業規則等における安全管理措置の整備

③　個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用

④　個人データの取扱状況を確認できる手段の整備

⑤　個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施

⑥　漏えい事案等に対応する体制の整備

（人的安全管理措置）

①　従業者との個人データの非開示契約等の締結

②　従業者の役割・責任等の明確化

③　従業者への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練

④　従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

（技術的安全管理措置）

①　個人データの利用者の識別及び認証

②　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御

③　個人データへのアクセス権限の管理

④　個人データの漏えい・毀損等防止策

⑤　個人データへのアクセスの記録及び分析

⑥　個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析

⑦　個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

第９条　従業者の監督（法第21条関係）

1　金融分野における個人情報取扱事業者は、法第21条に従い、個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

当該監督は、個人データが漏えい、滅失又は毀損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。

2　この条における「従業者」とは、個人情報取扱事業者の組織内にあって直接又は間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、事業者との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等）も含まれる。

3　金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる体制整備等により、従業者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

①　従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること。